

平成21年

第5回市議会臨時会 議案第3号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成21年11月27日提出

函館市長 西尾正範

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15  
号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の160」を「  
100分の150」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に、「  
100分の140を」を「100分の125を」に改める。

第22条の4第2項中「100分の75(特定幹部職員)」を「100  
分の70(特定管理職員)」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額（円）								
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		

4 9	207, 100	265, 200	310, 800	358, 700	378, 700	406, 400	450, 100		
5 0	208, 200	266, 400	312, 400	359, 900	379, 500	407, 100	450, 900		
5 1	209, 300	267, 700	314, 000	361, 100	380, 300	407, 800	451, 700		
5 2	210, 400	269, 000	315, 600	362, 300	381, 100	408, 500	452, 500		
5 3	211, 600	270, 100	317, 300	363, 300	382, 000	409, 300	453, 100		
5 4	212, 600	271, 400	318, 900	364, 400	382, 700	410, 000	453, 900		
5 5	213, 600	272, 700	320, 500	365, 400	383, 400	410, 700	454, 700		
5 6	214, 600	274, 000	322, 100	366, 500	384, 100	411, 400	455, 500		
5 7	215, 400	275, 200	323, 600	367, 400	384, 800	412, 100	456, 100		
5 8	216, 400	276, 300	324, 800	368, 100	385, 500	412, 800	456, 900		
5 9	217, 300	277, 400	326, 000	368, 800	386, 200	413, 500	457, 700		
6 0	218, 300	278, 500	327, 200	369, 500	386, 900	414, 200	458, 500		
6 1	219, 200	279, 700	328, 300	370, 100	387, 400	414, 800	459, 100		
6 2	220, 200	280, 700	329, 300	370, 800	388, 100	415, 500			
6 3	221, 200	281, 700	330, 200	371, 500	388, 800	416, 200			
6 4	222, 200	282, 700	331, 200	372, 200	389, 500	416, 900			
6 5	223, 000	283, 700	332, 100	372, 700	390, 000	417, 400			
6 6	224, 000	284, 600	332, 900	373, 400	390, 700	418, 000			
6 7	225, 000	285, 500	333, 700	374, 100	391, 400	418, 700			
6 8	226, 100	286, 400	334, 500	374, 800	392, 100	419, 400			
6 9	226, 900	287, 400	335, 400	375, 300	392, 600	419, 900			
7 0	227, 700	288, 200	336, 100	376, 000	393, 300	420, 600			
7 1	228, 500	289, 000	336, 800	376, 700	394, 000	421, 300			
7 2	229, 300	289, 800	337, 500	377, 400	394, 700	422, 000			
7 3	230, 100	290, 600	338, 000	377, 900	395, 200	422, 500			
7 4	230, 800	291, 100	338, 600	378, 600	395, 900	423, 200			
7 5	231, 500	291, 600	339, 200	379, 300	396, 600	423, 900			
7 6	232, 200	292, 100	339, 800	380, 000	397, 300	424, 600			
7 7	233, 000	292, 500	340, 200	380, 500	397, 800	425, 100			
7 8	233, 800	292, 900	340, 700	381, 100	398, 500				
7 9	234, 600	293, 300	341, 200	381, 700	399, 200				
8 0	235, 400	293, 700	341, 700	382, 300	399, 900				
8 1	236, 100	294, 000	342, 200	383, 000	400, 400				
8 2	236, 800	294, 400	342, 700	383, 600	401, 100				
8 3	237, 500	294, 800	343, 200	384, 200	401, 800				
8 4	238, 200	295, 200	343, 700	384, 800	402, 500				
8 5	239, 000	295, 500	344, 200	385, 500	403, 000				
8 6	239, 700	295, 900	344, 700	386, 100	403, 700				
8 7	240, 400	296, 300	345, 200	386, 700	404, 400				
8 8	241, 100	296, 700	345, 700	387, 300	405, 100				
8 9	241, 900	297, 000	346, 100	388, 000	405, 600				
9 0	242, 400	297, 400	346, 600	388, 600					
9 1	242, 900	297, 800	347, 100	389, 200					
9 2	243, 400	298, 200	347, 600	389, 800					
9 3	243, 700	298, 400	347, 900	390, 500					
9 4		298, 800	348, 400	391, 100					
9 5		299, 200	348, 900	391, 700					
9 6		299, 600	349, 400	392, 300					
9 7		299, 800	349, 700	393, 000					
9 8		300, 200	350, 200						
9 9		300, 600	350, 700						
1 0 0		301, 000	351, 200						

1 0 1		301,200	351,500						
1 0 2		301,600	351,900						
1 0 3		302,000	352,300						
1 0 4		302,400	352,700						
1 0 5		302,600	353,200						
1 0 6		303,000	353,600						
1 0 7		303,400	354,000						
1 0 8		303,800	354,400						
1 0 9		304,000	354,900						
1 1 0		304,400	355,300						
1 1 1		304,800	355,700						
1 1 2		305,200	356,100						
1 1 3		305,400	356,600						
1 1 4		305,800							
1 1 5		306,200							
1 1 6		306,600							
1 1 7		306,800							
1 1 8		307,100							
1 1 9		307,400							
1 2 0		307,700							
1 2 1		308,100							
1 2 2		308,400							
1 2 3		308,700							
1 2 4		309,000							
1 2 5		309,400							

備考 この表は、医師職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の120」を「100分の105」に、「100分の125」を「100分の130」に改める。

第22条の4第2項中「100分の95」を「100分の90」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年函館市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「給料月額に」を「給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年函館市条例第 号)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)」に「職員(」を「もの(」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

第7条第2項中「, 「100分の160」を「, 「100分の150」に, 「100分の175」を「100分の165」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条および第5条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第9条(第4項を除く。)もしくは第22条第2項(第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)から第4項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例(平成16年函館市条例第6号)第4条第1項または公益的法人等への函館市職員の派遣等に関する条例(平成14年函館市条例第10号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する職員を除く。以下この項および次項において同じ。)以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの、医師職給料表の適用を受ける職員もしくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給であるものからこれらの職員以外の職

員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、地域手当、初任給調整手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する条例第13条の3第2項に規定する市長が定める額を除く。）および管理職手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

3 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において市長が定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して市長が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額および市長が定める者との権衡を考慮して市長が定める額」とする。

（市長への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が定める。

(提案理由)

一般職の職員の給与を改定するため